

【三井住友海上メットライフ生命保険株式会社】

2月2日より新たに8の金融機関を通じて販売開始



2月2日
販売開始

<新規取扱開始金融機関と販売開始商品>

株式会社島根銀行	／	「MONTAGNE (モンターニュ)」
	／	「百花凛々プレミアム (ひゃっかりんりんプレミアム)」
株式会社千葉興業銀行	／	「ATHENA (アテナ)」
	／	「百花凛々プレミアム (ひゃっかりんりんプレミアム)」

<追加取扱開始金融機関と販売開始商品>

株式会社愛媛銀行	／	「ATHENA (アテナ)」
株式会社きらやか銀行	／	「ほほえみ便り (ほほえみだより)」
株式会社群馬銀行	／	「ATHENA (アテナ)」
株式会社東邦銀行	／	「MONTAGNE (モンターニュ)」
株式会社名古屋銀行	／	「ATHENA (アテナ)」
株式会社西日本シティ銀行	／	「MONTAGNE (モンターニュ)」

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(本社:東京都、取締役社長:栗岡 威)は、2月2日より、上記の通り各金融機関を通じて、定額個人年金保険・変額個人年金保険・変額保険の販売を開始いたします。

「Montagne」の主な特徴

～通貨選択型個人年金保険～

(1) 選んでふやす

米ドルとオーストラリアドルと円。3種類の通貨より、契約通貨をお選びいただけます。

外貨選択時の一時払保険料は、日本円でも入金することができます。(円入金特約)

(2) しっかりふやす

ご契約時の予定利率で、積立期間中は複利運用されます。

毎年の運用収益分を引き出すことができます。

(3) 選べる積立期間

積立期間は3年、5年、7年、10年から選択できます。

(4) 選べる受取方法

4種類の年金受取方法、または一括受取からお選びいただけます。

年金受取開始日を繰延べることができます。

※商品の概要については、添付の関連資料『「Montagne(モンターニュ)」商品概要』をご参照ください。

【この保険のリスクについて】

この保険は、外国為替相場の変動による影響を受けます。したがって、死亡保険金、解約払戻金、年金、および一部引出金(以下、保険金等)受取時に契約通貨以外に換算した場合、外国為替相場の変動により、換算後の保険金等の額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで同通貨に換算した額より下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

この保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

【お客さまにご負担いただく費用について】

- ご契約時……………ご契約時にご負担いただく費用はありません。
- 積立期間中……………積立期間中に適用される予定利率は、指標金利であるスワップレートから保険契約の維持費用および死亡保障の費用をあらかじめ差引いた利率です。したがって、積立期間中にご負担いただく費用はありません。なお、このスワップレートは通貨および積立期間によって異なります。
- 年金受取期間中……………年金管理費として、年金受取金額に対して1%を年金受取日に責任準備金から控除します。
- 解約時……………契約時の積立期間および契約日から解約日までの経過年数に応じた所定の解約控除率(最大9%～1%)を解約日の保障基準価格に乘以、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映して計算した市場調整価格から控除して払戻金としてお支払します。
- 外国通貨で契約を締結することで生じる費用
 - 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外国通貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
 - 円入金特約により、円貨で一時払保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS)は、仲値(TTM)に対して50銭を含んだレートとなっております。
 - 円支払特約により、円貨で保険金等を受取る場合の円支払特約レート(TTB)は、仲値(TTM)に対して50銭を差引いたレートとなります。

【ご注意いただきたい事項】

- 将来受取る年金額は、年金原資および年金受取開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- ご契約時に適用され、積立期間中の運用基準として適用される予定利率は、原則毎週変更されますので、ご契約時は必ず最新情報をご確認ください。(ご契約時に適用される予定利率は、契約日・契約通貨・積立期間により異なります)

※ 「Montagne(モンターニュ)」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※ 通貨選択型個人年金保険「Montagne(モンターニュ)」に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com>)をご覧ください。

「百花凛々 プレミアム」の主な特徴

～変額個人年金保険(2005)＜保証金額付特別勘定終身年金特約＞～

(1) 「すぐに」受取れる

契約日より最短1年後から年金を受取れます。

(2) 「ずっと」(一生涯) 受取れる

被保険者が生存中、一生涯にわたって年金を受取ることができます。

(3) 運用成果に応じて1年ごとに受取年金額がステップアップ(「加算年金1年更新特則」)

年金受取期間中も特別勘定での運用を継続。運用成果に応じて1年ごとに受取年金額がステップアップする可能性があります。また5年ごとのステップアップを選択することもできます。

(4) 受取総額100%保証

積立期間中は死亡保険金として一時払保険料(基本保険金額)の100%が最低保証されます。また、年金受取期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、既払年金累計額と死亡一時金を合算した金額(受取総額)において、一時払保険料(基本保険金額)の100%が最低保証されます。

※商品の概要については、添付の関連資料「百花凛々 プレミアム(ひゃっかりんりん プレミアム)」商品概要をご参照ください。

【この保険のリスクについて】

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

【お客さまにご負担いただく費用について】(ご負担いただく費用の合計は、以下を足し合わせた金額となります。)

- ご契約時……………契約初期費用として、一時払保険料に対して3%を特別勘定への繰入前に控除します。
- 積立期間中……………保険関係費として、特別勘定の積立金額に対して年率2.30%/365を乗じた金額を毎日控除します(加算年金1年更新特則を付加した場合、年率2.45%/365)。また、資産運用関係費*として、特別勘定の資産残高に対して年率0.315%程度(消費税込)/365を乗じた金額を毎日控除します。
- 年金受取期間中……………保証金額付特別勘定終身年金での受取期間中も特別勘定で運用するため、積立期間中と同様の保険関係費および資産運用関係費が控除されます。
- 解約・一部解約時……………契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じて4%～1%を解約控除対象額(解約の場合には基本保険金額、一部解約の場合には一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金額から控除して払戻金としてお支払いします。
- スイッチング時……………1保険年度15回目までは無料。16回目以後は1回につき2,500円の手数料が必要となります。

※一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取期間中に年金管理費として、年金受取額に対して1.0%を年金受取日に責任準備金から控除します。

*資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【ご注意ください事項】

- 「加算年金1年更新特則」を付加した場合、ご負担いただく保険関係費が上がるため、同一の特別勘定でこの特則を付加せずに運用した場合と比べ運用実績に差が生じます。また、この特則は、ご契約後解約することはできません。
- 受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額によってはこの保証率を下回る可能性があります。
- 運用実績によっては年金額がステップアップしない場合があります。

※ 「百花凛々 プレミアム(ひゃっかりんりん プレミアム)」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※ 変額個人年金保険(2005)＜保証金額付特別勘定終身年金特約＞に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com>)をご覧ください。

「ATHENA」の主な特徴

～通貨選択型個人年金保険～

(1) 選んでふやす

米ドルとオーストラリアドル。2種類の外貨より、契約通貨をお選びいただけます。

一時払保険料は、日本円でも入金することができます。

※ATHENA M では外貨（米ドル、豪ドル）でのご入金、現在お取り扱いしておりません。

(2) しっかりふやす

ご契約時の予定利率で、積立期間中は複利運用されます。

毎年の運用収益分を引き出すことができます。

(3) 選べる積立期間

積立期間は3年、5年、7年、10年から選択できます。

(4) 選べる受取方法

4種類の年金受取方法、または一括受取からお選びいただけます。

年金受取開始日を繰延べることができます。

※商品の概要については、添付の関連資料『ATHENA(アテナ)商品概要』をご参照ください。

【この保険のリスクについて】

この保険は、外国為替相場の変動による影響を受けます。したがって、死亡保険金、解約払戻金、年金、および一部引出金(以下、保険金等)受取時に契約通貨以外に換算した場合、外国為替相場の変動により、換算後の保険金等の額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで同通貨に換算した額より下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

この保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

【お客さまにご負担いただく費用について】

- ご契約時……………ご契約時にご負担いただく費用はありません。
- 積立期間中……………積立期間中に適用される予定利率は、指標金利であるスワップレートから保険契約の維持費用および死亡保障の費用をあらかじめ差引いた利率です。したがって、積立期間中にご負担いただく費用はありません。なお、このスワップレートは通貨および積立期間によって異なります。
- 年金受取期間中……………年金管理費として、年金受取金額に対して1%を年金受取日に責任準備金から控除します。
- 解約時……………契約時の積立期間および契約日から解約日までの経過年数に応じた所定の解約控除率(最大9%～1%)を解約日の保障基準価格に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映して計算した市場調整価格から控除して払戻金としてお支払します。
- 外国通貨で契約を締結することで生じる費用
 - 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外国通貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
 - 円入金特約により、円貨で一時払保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS)は、仲値(TTM)に対して50銭を含んだレートとなっております。
 - 円支払特約により、円貨で保険金等を受取る場合の円支払特約レート(TTB)は、仲値(TTM)に対して50銭を差引いたレートとなります。

【ご注意ください事項】

- 将来受取る年金額は、年金原資および年金受取開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- ご契約時に適用され、積立期間中の運用基準として適用される予定利率は、原則毎週変更されますので、ご契約時は必ず最新情報をご確認ください。(ご契約時に適用される予定利率は、契約日・契約通貨・積立期間により異なります)

※ 「ATHENA(アテナ)」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※ 通貨選択型個人年金保険「ATHENA(アテナ)」に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com>)をご覧ください。

「ほほえみ便り」の主な特徴

～最低保証付変額保険～

(1) 家族へ想いをのこす

■ 一時払保険料(基本保険金額)を100%保障

運用実績にかかわらず、保険期間中は死亡保険金として一時払保険料(基本保険金額)が最低保証されています。また、被保険者が生存している間は、積立金を特別勘定で運用しながら、死亡保障を一生にわたって継続します。

■ 死亡保障のステップアップ

運用成果に応じて死亡保障が毎年ステップアップする可能性があります。さらに80歳時点のステップアップ死亡保障金額を一生にわたって確保できます。

■ 死亡保険金を年金としてもお受取り可能

ご遺族(死亡保険金受取人)の方が死亡保険金を一括受取にかえて、年金としてお受取りいただくことも可能です。

(2) 安心をふやす

■ 選べる特別勘定

複数の資産によって構成されたバランスファンドに投資していただくことにより、お客様の投資リスクを軽減し、効率的な運用を行うことができます。

■ 余裕資金の追加運用も可能

資金に余裕ができたときなど、いつでも、お好きな時に増額することができます。※1

(3) ご契約に際して

0～79歳までご契約いただけます。※2

医師の診査無しでご契約いただけます。※3

※1 増額は、被保険者の年齢が79歳までです。

※2 借入金でのお取扱いはできません。

※3 入院中の場合等、ご契約いただけない場合もございます。

※商品の概要については、添付の関連資料「『ほほえみ便り(ほほえみだより)』商品概要』をご参照ください。

【この保険のリスクについて】

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があります、損失が生じるおそれがあります。

【お客さまにご負担いただく費用について】(ご負担いただく費用の合計は下記を足し合わせた金額となります)

- ご契約時……………ご契約時にご負担いただく費用はありません。一時払保険料全額を特別勘定に繰入れます。
- 保険期間中……………保険関係費として、積立金額に対して年率 2.1%/365 を乗じた金額を毎日控除します。資産運用関係費として、ご選択いただいた特別勘定の資産残高に対して、特別勘定ごとに定められた年率(0.008925%～0.525%程度)/365 を乗じた金額を毎日控除します。特別勘定ごとの資産運用関係費については、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「特別勘定の種類と運用方針」にてご確認ください。
- 解約・一部解約時……………契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じて7%～1%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金額から控除して払戻金としてお支払いします。
- スイッチング時……………1保険年度15回目までは無料。16回目以後は1回につき2,500円の手数料が必要となります。
- 契約者貸付時……………貸付利息は貸付金額に対して年率2.10%を年ごとの契約応当日に積立金から控除します。
- 年金管理費……………遺族年金支払特約による年金受取期間中、年金受取金額に対して1.0%を、年金受取日に責任準備金から控除します。

*資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

※ 「ほほえみ便り(ほほえみだより)」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※ 最低保証付変額保険に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com>)をご覧ください。

本件に関するお問合せ先

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社

営業企画・マーケティング部 山本 崇重 TEL:03-3279-9243

企画・総務部 佐藤 稔 TEL:03-3279-9276

「MONTAGNE(モンターニュ)」商品概要

通貨選択型個人年金保険

契約通貨	米ドル	豪ドル	日本円
契約年齢（契約日における被保険者の満年齢です。また積立期間によって異なります。）			
3年	0～87歳		お取扱いいたしません。
5年	0～85歳		
7年	0～83歳		
10年	0～80歳		
保険料払込方法	一時払のみ		
積立期間	3年、5年、7年、10年		10年
基本保険金額（一時払保険料）			
最低	2万米ドル (1米ドル単位)	3万豪ドル (1豪ドル単位)	200万円 (100円単位)
最高 (契約日における被保険者の満年齢によって異なります。)	【75歳以下】 500万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額 【76歳以上】 100万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額	【75歳以下】 750万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額 【76歳以上】 150万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額	【75歳以下】 5億円 【76歳以上】 1億円
※円入金特約により、保険料を円貨で払い込むことができます。			
年金種類			
年金種類と年金受取開始年齢の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 確定年金（年金受取期間：5,10,15,20,25,30年）：3歳～90歳 年金総額保証付終身年金：50歳～90歳 保証期間付終身年金（保証期間：5,10,15年）：50歳～90歳 保証期間付夫婦年金（保証期間：5,10,15年）：50歳～90歳 <p>※確定年金における最終年金受取日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。 ※「保証期間付夫婦年金は年金受取開始前にご案内する書面にてご選択いただけます」</p>		
年金受取開始の繰延べ	年金の受取開始日を繰延べることが出来ます。		
繰延べ期間	1年刻み		
繰延べ可能範囲	被保険者の年齢が90歳まで繰延べることが出来ます。		
通貨の転換	繰延べ時に他の通貨に転換できます。		
一部引出機能	毎年、運用収益分のうち、一部引出金額を解約控除なしに引出すことができます。		
解約	年金受取開始日前であればいつでも、ご契約を解約して払戻金を受取ることができます。		
解約払戻金額 (解約時の受取金額)	解約払戻金額＝市場調整価格－解約控除金額		
市場調整価格	解約日の保障基準価格－市場調整額 ※詳しくは「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。		
解約控除金額	解約日の保障基準価格×解約控除率（9%～1%）		
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。		

「百花凛々 プレミアム(ひゃっかりんりん プレミアム)」商品概要

変額個人年金保険(2005) <保証金額付特別勘定終身年金特約>

契約年齢(被保険者の満年齢)	51~75歳			
保険料払込方法	一時払のみ			
基本保険金額 (一時払保険料)	300万円以上5億円以下 (1万円単位)			
積立期間	1年以上			
選択できる特別勘定	バランス 25 バランス 37.5 バランス 50			
特別勘定の資産比率	バランス 25 (国内株式 15%、外国株式 10%、国内債券 40%、外国債券 35%) バランス 37.5 (国内株式 20%、外国株式 17.5%、国内債券 30%、外国債券 32.5%) バランス 50 (国内株式 25%、外国株式 25%、国内債券 25%、外国債券 25%)			
スイッチング (積立金の移転)	取扱いします 1 保険年度 15 回目までは無料。16 回目以後は 1 回につき 2,500 円の手数料が必要となります。			
年金種類	保証金額付特別勘定終身年金			
年金受取期間	終身			
年金額	契約日(増額日)から 年金受取 (開始)日までの期間	4年未満	4年以上7年未満	7年以上
	基本年金額の 算出率	3.0%	3.5%	4.0%
年金受取日の基本保険金額に対する率を記載しています。				
年金種類の変更	所定の条件のもと特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する年金への変更が可能			
	年金種類		年金受取期間(保証期間)	
	確定年金		5年、10年、15年、20年	
	年金総額保証付終身年金		終身	
	保証期間付終身年金		終身(5年、10年、15年)	
保証期間付夫婦年金		終身(5年、10年、15年)		
諸費用	契約初期費用	一時払保険料の3%		
	保険関係費	積立金額に対して年率 2.30% (加算年金 1 年更新特則を付加した場合、積立金額に対して年率 2.45%)		
	資産運用関係費*	特別勘定の資産残高に対して年率 0.315%程度(消費税込)		
	年金管理費	一般勘定で運用する年金種類の年金受取金額に対して 1.0%		
解約控除率		4~1%(10年未満)		
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象		

- * 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- * 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

「ATHENA(アテナ)」商品概要

通貨選択型個人年金保険

契約通貨	米ドル	豪ドル
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢です。積立期間によって異なります。)		
3年	0～87歳	
5年	0～85歳	
7年	0～83歳	
10年	0～80歳	
保険料払込方法	一時払のみ	
積立期間	3、5、7、10年	
基本保険金額 (一時払保険料)		
最低	2万米ドル (1米ドル単位)	3万豪ドル (1豪ドル単位)
最高 (契約日における被保険者の満年齢によって異なります。)	【75歳以下】 500万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額 【76歳以上】 100万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額	【75歳以下】 750万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額 【76歳以上】 150万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額
※円入金特約により、保険料を円貨で払い込むことができます。		
年金種類		
年金種類と年金受取開始年齢の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 確定年金 (年金受取期間：5、10、15、20、25、30年) : 3歳～90歳 年金総額保証付終身年金 : 50歳～90歳 保証期間付終身年金 (保証期間：5、10、15年) : 50歳～90歳 保証期間付夫婦年金 (保証期間：5、10、15年) : 50歳～90歳 ※確定年金における最終年金受取日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。 ※「保証期間付夫婦年金」は年金受取開始前にご案内する書面にてご選択いただけます。	
年金受取開始日の繰延べ	年金の受取開始日を繰延べることができます。	
繰延べ期間	1年刻み	
繰延べ可能範囲	被保険者の年齢が90歳まで繰延べできます。	
通貨の転換	繰延べ時に他の通貨に転換できます。	
一部引出機能	毎年、運用収益分のうち、一部引出金額を解約控除なしに引出することができます。	
解約	年金受取開始日前であればいつでも、ご契約を解約して払戻金を受取ることができます。	
解約払戻金額 (解約時の受取金額)	解約払戻金額＝市場調整価格－解約控除額	
市場調整価格	解約日の保障基準価格－市場調整額 ※詳しくは「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。	
解約控除額	解約日の保障基準価格×解約控除率 (9%～1%)	
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度 (お申込みの撤回・契約の解除) の対象です。	

「ほほえみ便り」

最低保証付変額保険【ほほえみだより】

契約年齢（被保険者の満年齢）	0～79歳	
保険料支払方法	一時払のみ	
基本保険金額 （一時払保険料）	300万円以上5億円以下 （1円単位）	
選択できる特別勘定	バランス 25 バランス 50 バランス 75 マネー	
※特別勘定の資産比率	バランス 25（国内株式 15%、外国株式 10%、国内債券 40%、外国債券 35%） バランス 50（国内株式 25%、外国株式 25%、国内債券 25%、外国債券 25%） バランス 75（国内株式 35%、外国株式 40%、国内債券 5%、外国債券 20%） マネー（マネー100%）	
スイッチング （積立金の移転）	取扱います ※1 保険年度 15 回目までは無料。16 回目以後は 1 回につき 2,500 円の手数料が必要となります。	
保険期間	終身	
死亡保障	死亡保険金として、一時払保険料（基本保険金額）を最低保証します。 毎年の契約応当日の積立金額が、これまでの最低死亡保障金額よりも大きくなっていけば、その金額を新たな最低死亡保障金額とします。	
諸費用	契約初期費用	ありません。（保険料は全額特別勘定に繰入れられます）
	保険関係費	積立金額に対して年率 2.10%
	資産運用関係費*	特別勘定の資産残高に対して年率 0.008925～0.525%程度（消費税込）
解約控除率	7～1%（10年未満）	
契約者貸付	解約払戻金の 50%以内でご利用できます。 貸付利息は貸付金額に対して年率 2.10%を年ごとの契約応当日に積立金から控除します。	
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象	

- * 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- * 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。